

# 旅館業法の特例

## ～滞在施設の旅館業法の適用除外～

(国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業 平成26年4月1日 国家戦略特別区域法第13条)

### 特例措置前

○宿泊期間が1ヶ月未満の場合、旅館業法が適用される。

<適用による主な義務>

- ・フロントの設置、宿泊者名簿の作成
- ・衛生管理、保健所による立入検査 など

(規制の根拠)

旅館業法第3条

### ニーズ

○国内外の旅行者やビジネス等での宿泊施設利用が増加し、宿泊施設数が不足している。

○旅館業法の規定はそのままでは満たせないものの、空き家など宿泊施設として活用したい施設がある。

### 特例措置

○国家戦略特区において滞在に必要な役務を提供する事業として政令で定める要件に該当し、都道府県知事（保健所設置市又は特別区については、当該市又は特別区）の認定を受けた場合は、旅館業法の適用を除外する。

政令で定める要件

- ・施設使用期間が3日から10日までにおいて条例で定める期間以上
- ・一居室の床面積が原則25平方メートル以上
- ・近隣住民との調整
- ・滞在者名簿の備付け など

### 効果

○観光やビジネスの宿泊ニーズに対応した新たな宿泊施設の提供が可能となる。

○空き家等を宿泊施設として有効活用できる。